



農村いちば で 農作物を販売しませんか？



野菜・果物・花木
※一部加工品
(※29.7.1より一部加工品
が販売可能になりました)

「四季の里農村いちば」とは...？

四季の里入園ゲートの正面、屋根付きの広場は福島市内の生産農家の方が農作物を対面販売できるスペースです。季節の果物や新鮮な野菜がならびます。



四季の里園内MAP

お問合せ先
[四季の里]福島県福島市荒井字上鷲西1-1
TEL **024-593-0101**

詳しくは2枚目
[四季の里農村いちばご利用案内]をご覧ください。➡

四季の里「農村いちば」ご利用案内

利用規定

- 1、 福島市在住の生産農家の方に限ります。
福島市農業委員会発行の「農家基本台帳登録事項証明書」の提出が必要です。
- 2、 販売商品の生産履歴が必要となります。
用紙は四季の里にございます。
出荷が制限されている商品は販売できません。
- 3、 自作の野菜、果物、花木等の農産物に限ります。
仕入れて販売することはできません。
新鮮な野菜、新鮮な完熟果物を格安に提供できる農家の方。
- 4、 農村いちばの使用料は1区画500円です。
受付は当日8時30分より事務所でいきます。
通常は順番により受付を行いますが、繁忙期の混雑時には抽選を行うこともあります。
イベント等開催時には、使用できないこともあります。
- 5、 営業時間は午前9時より午後4時30分までです。
午前9時から午後4時まで、いちば内へ車の乗り入れはできません。
搬入後、車両は所定の場所に駐車してください。
- 6、 出店の際はネームプレート及びプレートは常時明示してください。
- 7、 販売品の中には 販売者の名前、住所、連絡先を明記した札を必ず入れてください。
- 8、 電気の使用については、四季の里事務所にご相談ください。

加工品販売について

- 1、 平成29年7月より、農村いちばで「加工品」の販売が可能です。
 - ①「四季の里 産品開発室」で製造した商品
 - ②それ以外の製造所で製造した商品上記により販売条件が異なりますので、ご注意ください。
詳しくは別紙「チェックシート」をご確認ください。
- 2、 ご不明の点があれば、四季の里事務所にご相談ください。

[四季の里事務所] 福島県福島市荒井字上鷲西1-1

TEL 024-593-0101 FAX 024-593-0104

規定の詳細事項

- 1、 商品の鮮度・品質には責任を持って販売してください。
販売におけるトラブルについては、各自の責任において対処願います。
- 2、 来園者との対話においては言動に十分配慮してください。
来園者からのクレーム等が多い場合、出店を許可しないことがあります。
- 3、 農村いちば使用における事故等には十分ご注意ください。
- 4、 販売する際、許可の必要なものがあります。
四季の里の指導に従ってください。
- 5、 出店場所については、良識の範囲で出店者同士で決定してください。
販売場所は受付の際、「農村いちば使用状況」にご記入いただきます。
受付時の場所より移動するときは、事務所にご連絡ください。
- 6、 区画外へ出での販売はご遠慮ください。
- 7、 区画外への看板等の設置はできません。
- 8、 つま楊枝の使用はご遠慮ください。
- 9、 販売台の高さ等については良識の範囲内をお願いいたします。
- 10、 販売終了後は、各自が清掃を行いごみ等はお持ち帰りください。
お帰りの際は、各自がプレート等の返却をお願いいたします。
いちば使用の領収書は再発行いたしませんので、大切に保存してください。

加工品販売チェックシート

1、対象基準

- 福島市内の農業者またはその家族である。
- ↓
- 加工品に自作（自家製）の福島市産農産物を使用している。
- ↓
- 「農村いちば」利用規定に同意すること。 ⇒ 2へ

2、製品基準

【四季の里「農産加工館」で製造された商品である】

- 消費期限・賞味期限がきれていない。
- ↓
- 商品ラベルなど販売商品から販売者が確認できる。 ⇒ **販売可能**

【四季の里「農産加工館」以外で製造された商品である】

- 製造所が取得している製造許可が確認できる。
- ↓
- 常温保存品である。
- ↓
- 賞味期限や消費期限が記載してあり、期限がきれていない
- ↓
- 製造ラベルが貼り付けてあり、成分表示など適切である。
- ↓
- 商品より販売者が確認できる。 ⇒ **販売可能**